

みんなの健康を支え合う 国民健康保険

国民健康保険（以下、国保）は、病気やけがをしたとき安心して医療を受けられるように、加入者の皆さんがお金を出し合い、そのお金をお医者さんにかかるときの医療費の補助にあてる助け合いの制度です。

一人当たりの医療費は
県平均より高い

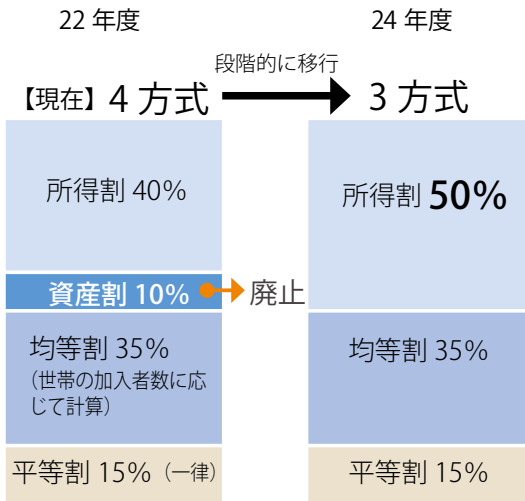
グラフ1は過去5年間の国保被保険者数と加入率を表しています。平成20年度からは老人保険者が後期高齢者医療制度に移行したので、国保の被保険者は大幅に減少しています。21年度は前年度からあまり変化がなく、横ばいの状況です。

グラフ2は過去5年間の医療費と被保険者一人当たりの医療費を表しています。21年度の医療費はわずかながら減少していますが、一人当たりの医療費は、県平均と比べると各年度で高くなっています。

医療費を節約し、国保税は納期までに納めよう

安定的な国保の運営を行うため、一人一人が日ごろから医療費の節約を心がけましょう。そして、国保の財源の一つである国保税は、必ず納期までに納めましょう。

国保税の税率が変わります



1 資産割を引き下げ
所得割を引き上げます

これまで、松前町の国保税は「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の4方式で計算していましたが、本年度より3年かけて「資産割」を引き下げ廃止し、3方式へ変更します。

資産割廃止による税収不足分は、所得割を引き上げることとで補います。ただし、急激な負担増に配慮するため、経過措置として3年間で段階的に引き下げ、24年度に資産割を廃止します。

税率・限度額の推移

		21年度	22年度	23年度	24年度
医療分 (0～74歳)	所得割	6.0%	6.5%	7.0%	7.6%
	資産割	23.5%	15.7%	7.8%	廃止
	均等割	2万500円	2万500円	2万500円	2万500円
	平等割	2万2,000円	2万2,000円	2万2,000円	2万2,000円
	賦課限度額	47万円	50万円	50万円	50万円
支援金分 (0～74歳)	所得割	2.0%	2.2%	2.3%	2.4%
	資産割	6.5%	4.3%	2.2%	廃止
	均等割	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	平等割	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	賦課限度額	12万円	13万円	13万円	13万円
介護分 (40～64歳)	所得割	1.8%	2.0%	2.2%	2.4%
	資産割	8.0%	5.3%	2.6%	廃止
	均等割	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円
	平等割	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円
	賦課限度額	10万円	10万円	10万円	10万円
賦課限度額合計		69万円	73万円	73万円	73万円

※支援金分…75歳未満のすべての人で後期高齢者医療制度を支援する保険税
 ※介護分…40歳以上65歳未満の第2号被保険者が納める保険税
 ※23年度以降は、国保財政の状況により見直す場合があります。

資産割廃止の主な理由は、次の不公平感を改善するためです。

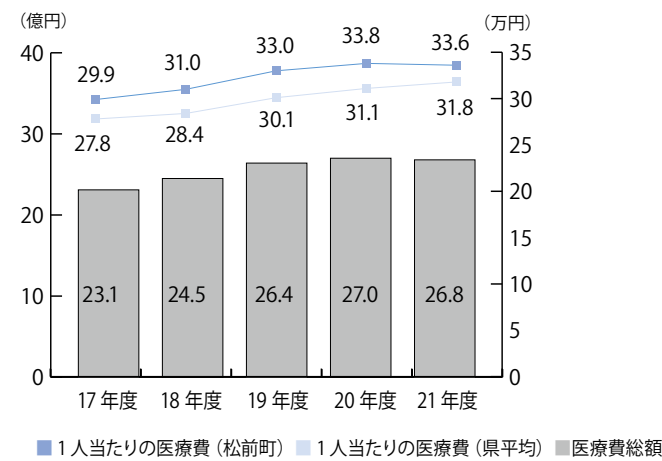
- ・町外に資産を持っている場合は対象にならない
- ・資産割は固定資産税に対する課税のため二重課税ととらえ方が強い
- ・後期高齢者医療制度では資産割を採用していない
- ・所得がない人でも賦課されるため、低所得者層の負担となる

2 医療分・支援金分の
賦課限度額を引き上げます

地方税法改正に伴い、医療分保険税の賦課限度額が47万円から50万円に、支援金分保険税の賦課限度額が12万円から13万円に変更になりました。

9 8 5 - 4 1 1 0
税務課町民税係

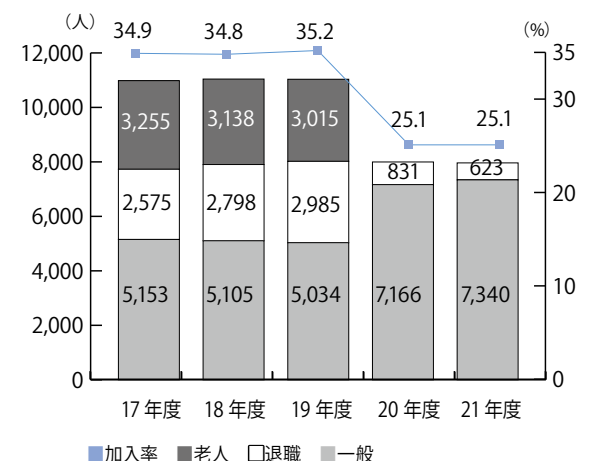
グラフ2 医療費の推移



平成21年度の医療費

区分	件数	医療費	保険者負担額	1人当たり医療費	
				松前町	対前年度比
一般	112,626件	24億6,499万円	18億53万円	33万5,830円	+1.5%
退職	10,654件	2億1,408万円	1億4,961万円	34万3,635円	-13.3%
合計	123,280件	26億7,907万円	19億5,014万円	33万6,441円	-0.3%

グラフ1 保険者数の推移



退職被保険者…会社などを退職し、現在国保に加入して、厚生年金などを受けられる65歳未満の被保険者とその被扶養者

医療費を節約するための心がけ

- 1 お医者さんのかけ持ち受診はやめましょう。
- 2 時間外受診や休日受診はなるべく避けましょう。
- 3 薬を必要以上に要求するのはやめましょう。
- 4 ジェネリック医薬品への切り替えを検討しましょう。
- 5 定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・治療を心がけましょう。
- 6 食事の栄養バランスと摂取量に注意し、日常生活での適度な運動を習慣づけましょう。

ご存知ですか?
ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、先に販売されている医薬品の特許期間が切れた後に製造される、同じ有効成分、効能・効果を持つ医薬品です。

特徴

- 1 開発経費が少ない分、新薬より約3〜7割安価
- 2 病院などで出してもらった薬をジェネリック医薬品に切り替えると、国保の医療費の削減と患者の自己負担額が安くなるのが期待できる
- 3 すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではないのでありません。

薬剤が下がっても、自己負担額が新薬の場合と変わらない場合があります。

ジェネリック医薬品への切り替えについては、医師や薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品希望カード
 国保・後期加入者には、保険証郵送時にジェネリック医薬品希望カードを同封しましたのでご利用ください。希望カードは、保険課医療保険係にもあります。

9 8 5 - 4 1 0 7
保険課医療保険係